尾張旭市選挙管理委員会(令和3年第9回)会議録

1 開催日時

令和3年12月1日(水)

開会 午前10時

閉会 午前10時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 201会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭、加藤隆広

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 三浦一輝、書記 森重雄太

7 議題

第36号議案 選挙人名簿の登録について

第37号議案 選挙人名簿の登録の抹消について

第38号議案 在外選挙人名簿への登録の移転について

8 会議の要旨

書記長

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第9回選挙管 理委員会を開催いたします。

本日の議案は、12月の定時登録の2議案と在外選挙人名 簿への登録の移転についての1議案、計3議案でございま す。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員長お願いします。

委員長

改めましておはようございます。

(委員長あいさつ) それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 第6回から第8回までの会議録を、議案とあわせて配布して いますが、訂正等はありますか。 (なし) 委 員 委員長 それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名した いと思います。 それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 12月の定時登録に関する第36号議案「選挙人名簿の登録 について」、第37号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」 でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明 をお願いします。 それでは第36号議案、第37号議案につきましては、それ 事務局 ぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第36号議案「選挙人名簿の登録について」でご ざいます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の 1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかた を同日に登録しなければならないとされており、本日は12月 の定時登録を行おうとするものでございます。 それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録 は、令和3年12月1日を登録基準日、12月1日を登録日と しまして、令和3年10月18日の選挙時登録以降の該当者に ついて行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1

項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する 年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件とし て、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住 民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成15年11月2日から平成15年12月2日までの出生者、住所要件が、令和3年7月19日から令和3年9月1日の転入者ということになります。

次に第37号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同 法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者につ いて、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名 簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和3年10月18日の選挙時登録の抹消から、令和3年10月30日までに随時抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和3年10月31日から令和3年11月30日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和3年7月1日から令和3年7月31日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています(表を説明)。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第36号議案及び第37号議案の説明については以上でご ざいます。

それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回しし ますので、確認をお願いします。

委員長	では、第36号議案及び第37号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第36号議案及び第37号議案に賛成の方は挙手をお願い します。
委 員	全員挙手(原案可決)
委員長	第36号議案及び第37号議案は可決されました。 続きまして、第38号議案「在外選挙人名簿への登録の移転 について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第38号議案「在外選挙人名簿への登録の移転について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の6第2項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録の移転をされる資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録の移転をしなければならないとされています。 このことにつきまして、1名の方から申請があり、本市の在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有すると認めら

	れましたので、名簿への登録の移転をしようとするものでございます。 参考としまして、直前の10月18日時点の登録者数、今回、12月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、42名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。
委員長	では、第38号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第38号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手(原案可決)
委員長	第38号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。

事務局	報告事項 ○選挙出前トークについて○明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品展示について○成人式での啓発について○第49回衆議院議員総選挙の投票率等について○次回日程確認令和4年3月1日(火) 午前10時から201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきま す。